

浦添市ホームページ有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「浦添市公式ホームページ」に掲載する広告についてその基準を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 浦添市ホームページ上に設置するバナー広告は、公益性及び公共性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝、及び人材派遣に類するもの
- (4) 市役所が広告の対象となるようなものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの
※「最高」、「群を抜く」、「トップ」、「百パーセント」等の表現及び表示を行ってはならない。また、進学率、就職率、合格率などの表現及び表示については、事実の裏付け及び客観的な根拠に基づいたものでなければならない。
- (6) 公益性及び公共性が認められないもの
※公益性とは「不特定かつ多数のものの利益」平たく言えば社会全体の利益を言う。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、浦添市ホームページ上に設置する広告として市長が適当でないと認めるもの

2 人材募集広告の掲載については、広告主が直接雇用することを条件とし、表現は「社員募集」「ヘルパー募集」等の簡易な内容に留めなければならない。

3 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称（法人名又はその名称が通常一般の人に理解できるもの）を明記しなければならない。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。